

【参 考】

教学内第 614 号  
教学教内第 869 号  
教子内第 453 号  
令和 5 年 3 月 3 日

市 立 学 校 長 様

学 務 課 長  
学 校 教 育 課 長  
子 ども ・ 子 育 て 課 長

マスク着用の見直しに向けた移行期間について（通知）

国は、マスク着用については、3月13日から個人の判断に委ねることとし、学校においても教育活動実施にあたりマスクの着用を求めないことを基本とする考え方が4月1日から適用されます。

長岡市ではこれまで、登下校を含め屋外は原則不要、屋内でも会話が少ない場合は積極的に外すよう適切な着脱について指導してきました。一方で、常時着用を習慣にしている児童生徒も多く見られる現状があります。

つきましては、4月1日からの適用に向け、円滑な移行を図るため、移行期間を設けますので、下記のとおり対応をお願いします。また、各学校においては、児童生徒及び保護者に周知をお願いします。

記

(1) 移行期間

3月13日（月）～3月31日（金）

この期間からマスクの着用については個人の判断に委ねることとし、学校教育活動（児童クラブ・児童館も含む）においても、屋内屋外問わずマスクを外しても差し支えないものとする。

(2) 教職員においては、感染症流行時や特別な事情がある場合を除いては、自ら率先して外すよう努めるなど、児童生徒が安心して外しやすい雰囲気を作るようにすること。

(3) 基本的な感染対策として、換気、咳エチケット、手指消毒や手洗いなどの手指衛生など必要な対策は継続すること。

(4) なお、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの感染状況により、移行期間対応を行うことが適切でないと校長が判断した場合はこの限りでないものとする。

(5) 別添の教育委員会からのメッセージを、C4th で配布し保護者に周知を図ること。

※ 体育館及び教育施設などの市有施設においても3月13日からマスクの着用については個人の判断となります。

【担当】

学務課 保健班 鈴木

電話：39-2239

学校教育課 管理指導主事 玉木

電話：39-2249

子ども子育て課 大隅

電話 39-2393